

令和7年7月11日

千葉県報第14057号別冊

監査の結果に係る措置の内容の公表

(定期監査及び財政的援助団体等監査)

千葉県監査委員

目 次

措置内容の公表の概要

1 措置通知提出日	1
2 措置通知機関数	1
3 指摘等結果の措置通知件数	1

第1 定期監査

1 普通会計

その1 健康福祉部児童家庭課	2
その2 健康福祉部児童家庭課（健康福祉部子育て支援課）	2
その3 健康福祉部医療整備課	3
その4 農林総合研究センター	3
その5 印旛土木事務所	4
その6 君津土木事務所	5
その7 流山区画整理事務所	5
その8 柏高等学校	6
その9 成田西陵高等学校	6

第2 財政的援助団体等監査

1 出資団体

その10 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー	8
その11 公益社団法人千葉県園芸協会	8

2 公の施設の管理団体

その12 アクティオ株式会社(施設名 千葉県立手賀の丘青少年自然の家)	10
その13 千葉自然学校グループ(施設名 千葉県立君津亀山青少年自然の家)	10

措置内容の公表の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を公表するものである。

1 措置通知提出日 令和7年4月24日から令和7年5月19日までに通知のあったもの

2 措置通知機関数

(1) 定期監査

ア 普通会計 9機関、 10件（指摘事項 3件、注意事項 7件）

(2) 財政的援助団体等監査

ア 出資団体 2団体、 2件（指摘事項 0件、注意事項 2件）

イ 公の施設の管理団体 2団体、 2件（指摘事項 0件、注意事項 2件）

3 指摘等結果の措置通知件数

(1) 定期監査

ア 普通会計

(イ) 指摘事項に対する措置（3件）

a 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 1件

b 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 1件

c 財産管理について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 1件

(ロ) 注意事項に対する措置（7件）

a 収入未済の解消を求めたもの・・・・・・・・・・ 2件

b 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 2件

c 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 1件

d 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 1件

e 事務誤りによる県の損害の発生について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・ 1件

(2) 財政的援助団体等監査

ア 出資団体

(イ) 注意事項に対する措置（2件）

a 収入未済の解消を求めたもの・・・・・・・・・・ 1件

b 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・ 1件

イ 公の施設の管理団体

(イ) 注意事項に対する措置（2件）

a 食物アレルギーへの対応について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・ 2件

第1 定期監査

1 普通会計

その1

1 監査対象機関 健康福祉部児童家庭課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和6年 8月20日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和6年 9月11日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

委託料（千葉県里親相互援助事業（495,000 円）及び専門里親更新研修（184,800 円））について、決裁を受けることなく業務を発注した事例が認められた。

組織としての意思決定が一切行われずに業務が発注されたことは誠に遺憾である。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、決裁を受けることはもとより、事務処理のスケジュールを共有し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、千葉県里親養育相互援助事業及び専門里親更新研修に係る契約締結の意思決定として、執行伺い、支出負担行為の起票及び契約締結伺いの決裁を経ずに業務を発注したものである。

年度末に職員の異動前に書類を整理していたところ、決裁を受けずに発注していたことが発覚した。

既に相手方事業者が履行を終えていたことから、支払に必要な手続を行った後、相手方への支払は完了している。

契約の締結に当たり、スケジュール管理は各室班の担当者が行っていたため、組織として業務の進捗管理が十分にできていなかった。このため、職員の異動前の書類整理まで、その事実気付くことができなかった。

再発防止策として、毎年実施している委託事業等については、一覧表を作成し課全体で業務内容を把握することとし、各委託事業に係る年間スケジュールや進捗状況については、各室班において打合せ等により確認の上、進捗管理を行うこととした。また、事業に付随する各種財務事務について、適正な執行方法を課内に周知するとともに、内部統制3様式やスケジュール表等を活用するなどして、各室班でスケジュール管理をしていることを課として確認することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年4月24日

その2

1 監査対象機関 健康福祉部児童家庭課（健康福祉部子育て支援課）

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和6年 8月20日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和6年 9月11日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

給付金の過払いに伴う返還金について、調定が欠落している事例が1件（50,000 円）認められた。

今後は、財務知識の習熟を図るとともに、組織としてのチェック体制を強化するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、令和2年度に発生したひとり親世帯臨時特別給付金の過払い分が年度内に返還されずに収入未済となったものについて、決算額の確認が十分に行われず、繰越処理としての調定を失念したものである。

再発防止策として、決算の状況を適切に把握するよう、複数人による確認を徹底していく。また、繰越処理等の財務知識の習熟を図るため、職員に対して積極的に研修を受講するよう促していく。

加えて、当該給付金の支給に当たっては、児童家庭課（令和7年度以降は子育て支援課）で支給事務及び調定を行うとともに、各健康福祉センターで債権管理が行われていることから、所属間共有フォルダ等を活用し、受給者に対する債権等の情報共有に努めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年5月8日

その3

1 監査対象機関 健康福祉部医療整備課

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監 査 実 施 年 月 日 令和6年 8月20日

(3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和6年 9月11日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

貸付金元利収入（保健師等修学資金貸付金返納等）について、22,815,493円の収入未済が認められた。

長期未手続の債権については、その多くが時効に相当する期間を経過していることから、債権放棄の検討を進めるとともに、近年の未収債権については、債務者の財産状況の把握や保証人等への催告を行うなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

当該収入未済については、職員が電話や文書により催告や指導を行ったほか、滞納期間が長期にわたる者等を抽出して、弁護士委託による催告や納付相談を行ったことにより、776,600円を回収した。

また、千葉県保健師等修学資金貸付条例に基づき返還義務が免除となることを確認した債権234,000円について調定減額の処理を行った。

さらに、平成29年改正前の民法第167条第1項の規定による消滅時効の期間が経過した債権のうち、借受人による消滅時効の援用があった債権212,000円と、債権管理条例に基づく債権放棄による2,112,000円について不納欠損処分を行った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年4月30日

その4

1 監査対象機関 農林総合研究センター

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監 査 実 施 年 月 日 令和6年11月13日

(3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和7年 1月23日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

需用費等の支払について、前回監査に引き続き、支払時期の遅延が相当数（9件）発生した事例が認められた。

支払遅延は相手方に対して不利益を与えるとともに、遅延利息の発生により県の損害に直結する問題である。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、財務知識の習熟を図るとともに、支払状況を把握するためのチェックリストを早急に作成の上、組織的な進捗管理を行い、再発防止に努めること。

3 講じた措置の内容

本件は、前回監査に引き続き、支払時期の遅延が発生したものであり、支払期限の確認が十分でなかったこと、また、組織的に進捗管理が行われていないことが遅延した原因であることから、今後は以下のとおり取り組むこととした。

- (1) 請求書を受領した際に、速やかな支払手続が行えるよう、物品購入等を行った職員の不在時でも、同室内の職員が請求書の処理を即時に行い対応することを徹底した。
- (2) 支出事務の進捗管理を行うため、DXツールを活用し、請求書の受理日や支出伝票の起票日などを入力・管理する試験的な取組を一部の研究所で開始しており、令和7年9月頃を目途にセンター全体に拡大する予定である。
- (3) 特に支払遅延が多い研究所においては支払遅延防止のための財務研修を実施し、関連法令の周知、適切な処理方法の指導を行った。

また、毎年度実施しているセンター全体の財務研修においても、令和7年度以降は、関係法令や具体的な処理方法等を研修項目に盛り込み、支払遅延防止の意識向上を図ることとした。

- (4) 支払遅延事案を受け、幹部職員の定例会議において、支払遅延防止についての対応策を共有するとともに、全職員に対して注意喚起を行った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年5月16日

その5

1 監査対象機関 印旛土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和6年 6月19日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和6年 9月11日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

河川占用許可における事務手続について、河川敷地ではない土地において占用料を徴収していた事例が認められた。

当該地は所有者も不明なことから、早急な現状把握に努め、今後の手続については主務課等に相談の上、方針を決めて事務を進めること。

なお、県有地であることが判明した場合においては、貸付料の請求について相手方と協議の上で適切に進めること。また、占用許可手続においては、組織的に申請書類等のチェックを行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、河川占用許可を出していた対象土地について、令和4年度に被許可者から払下げ希望があり、調査したところ、大正12年に廃川とされた堤敷であったため、河川法で占用を許可すべき土地（行政財産）ではないことが判明し、河川占用許可当時から誤って河川占用料を徴収していたことが判明した事案である（誤徴収していた河川占用料は遡って10年分を令和6年4月に返還済み。）。

土地の所管を調査していくと、関係課（本庁用地課）から国有地である可能性が示唆されたため、令和6年3月に、千葉財務事務所への所管確認を開始し、令和7年3月に県有地であるとの判断に至った。

このことから、今後は、関係各課（河川環境課等）と協議を行い、財産区分や占用料の算定根拠を明確にしていく。その上で、相手方に対して正当な財産貸付並びに料金の請求を行っていく。

再発防止策として、河川だけでなく道路等の県有地の占用許可手続においても、対象地が県の行政財産であるかの確認を担当任せにせず、必要に応じて所内で検討の場を設けるなど組織的に申請書等のチ

チェックを行うこととする。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年5月9日

その6

1 監査対象機関 君津土木事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監 査 実 施 年 月 日 令和6年12月17日

(3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和7年 1月23日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

使用料及び賃借料の支払について、支払時期の遅延及び当該遅延に伴う延滞金（539 円）の発生が認められた。

今後は、事務処理のスケジュールを共有し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

支払が遅延した案件は、天羽出張所庁舎敷地として賃貸借契約を結んでいる国有地の借上料であり、支払が28日遅延し、延滞金が539円発生した。

天羽出張所の庁舎敷地については国有地と民有地を借上げており、それぞれ賃貸借契約を締結している。国有地の支払は年度初めに前払いで支払う契約であったが、民有地については契約期間満了後の後払いであったため、国有地も同様に後払いと誤認していた。

また、担当者は年度当初に行う契約事務等について「年度当初契約一覧チェックリスト」を前年度の担当者より引継ぎ、確認の際に使用していた。リストには契約時期（支出負担行為の起票時期）については記載されていたが支払時期については記載されておらず、確認不足により支払が遅延した。

再発防止策として、支払時期についても記載するようチェックリストの見直しを行うとともに、事務引継の際に留意事項の確認を徹底する。

また、事務ミス事例を課内で共有し、複数職員により適宜確認する等、進捗管理を徹底することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年5月9日

その7

1 監査対象機関 流山区画整理事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監 査 実 施 年 月 日 令和6年11月14日

(3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和7年 1月23日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

(ア) 土地区画整理事業施行区域内の住所表示を誤って通知したことにより、誤登記された登記簿の住所表示を訂正するため、県の費用負担（登録免許税14,000円）が生じ、また、本費用の支出に当たり職員による立替えが行われた事例が認められた。

今後は、登記の根拠となる住所表示の通知に当たっては、文書の記載内容の確認を徹底するとともに、不適切な事務処理が発生した際には、対応の途中経過を含めた進捗管理を組織として確実に行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

(イ) 公共運動公園周辺地区整備工事（90街区外造成その2）について、入札手続き誤りにより、契約

の解除及び当該契約相手方に対し収入印紙 10,000 円分の損害を与えた事例が認められた。

今後は、作成したチェックリストを活用し組織としての確認体制を強化するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

- (1) 本件は、土地区画整理事業の施行地区内に地権者が住居を建てた際に、住所表示を誤って通知したことにより、登記の訂正が必要となり、その費用を職員が立替えたものである。

住所表示のお知らせについては、決裁時に添付しているチェックシートへ項目を追加し、住所表示の誤りがないよう確認体制を強化した。

また、不適切な事務処理が発生した際においても、課内で担当者の処理状況が把握できるように、所属のスケジュール表を活用し情報共有を図るとともに、改めて報告・連絡・相談を徹底し、確実な進捗管理に努めた。

さらに、法令に則った会計処理を行うため、財務規則等の確認を行った。

- (2) 本件は、公共運動公園周辺地区整備工事（90 街区外造成その 2）の契約に当たり、公告時に誤った情報を掲載したまま、入札を執行したことから、本件工事の着工前に契約を解除したものである。

入札手続の誤りを防ぐため、新たに関覧データのチェック表を作成し、閲覧図書作成時及び、閲覧図書用フォルダ移転時に担当課長が確認するとともに、閲覧図書を入札情報サービスへ添付する際は、設計担当者と契約担当者が同時に同一画面で閲覧データを確認することを徹底した。

また、十分なチェック時間を確保するため、指名審査会と指名通知日の間に確認日として 1 日設け、翌々日の公表とした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和 7 年 5 月 9 日

その 8

1 監査対象機関 柏高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和 6 年度 定期監査
(2) 監 査 実 施 年 月 日 令和 6 年 1 0 月 3 0 日
(3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和 6 年 1 1 月 1 5 日
(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

需用費の支払について、支払時期の遅延が 2 件及び当該遅延に伴う延滞利息 1 件（1,199 円）の発生が認められた。

今後は、事務処理のスケジュールを共有し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、担当者が水道料金検針票について支払業務を失念したまま机の中で保管したことで、すでに振替用口座に振り込まれていたガス料金用資金から水道料金が支払期限後に引き落とされ、結果として 2 件の支払遅延とガス料金の延滞利息が発生した事案である。

再発防止策として請求書類専用の保管箱を定めた上、請求書受領処理リストを作成し、事務長が定期的に処理状況を確認して確認印を押印することとした。また、振替用口座について、残高の過不足を確認するために定期的な記帳を行うほか、支払管理リストを作成して事務職員全員が確認できるよう事務室内に掲示を行っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和 7 年 5 月 1 5 日

その 9

1 監査対象機関 成田西陵高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和6年10月30日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和6年11月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計奨学資金の雑入(奨学資金貸付金返納等)について、2,021,400 円の収入未済が認められた。

連帯保証人の死亡が判明した事案について、相続関係を把握していないことから、奨学資金貸付金債権回収マニュアル等に則り、直ちに戸籍謄本等の公的書類を入手し相続関係の確認を行うこと。

また、債務者に対して臨戸等による生活状況の把握を行うなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

本件収入未済に係る債務者は7名であり、うち連帯保証人の死亡が判明した事案については、死亡の事実確認及び相続関係の把握を怠っていたため、戸籍等照会により連帯保証人の相続関係の確認を行った。

未納が続いている債務者に対しては、「千葉県奨学資金貸付金債権回収マニュアル」に基づき、本人や連帯保証人等に対し、電話、文書、臨戸等による催告を実施し、30,000 円を回収した。

また、1 年以上返納がない者を対象に、主務課と連携し弁護士事務所等への業務委託による催告も実施している。

今後も引き続き収入未済の解消に向け、適正な債権管理に努めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年5月15日

第2 財政的援助団体等監査

1 出資団体

その10

1 監査対象団体 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー

2 本庁等主務課 商工労働部経済政策課

3 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 財政的援助団体等監査

(2) 監 査 実 施 年 月 日 令和6年12月10日

(3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和7年 1月23日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

委託料について、不足払いとなっている事例が認められた。これにより、令和5年度の財務諸表において未払金が20,680円過小となった。

今後は、このような事態を発生させないよう、契約金額と支出金額の突合を複数の職員で確認するとともに、決算時におけるチェック体制を強化するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

4 講じた措置の内容

公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）に対して、再発防止に向けて必要な措置を講じるよう、指導したところであり、ビューローが講じた措置の内容は次のとおりである。

(1) 支払事務の執行にあたっては、契約書を添付することで、契約金額と請求書の請求額に誤りがないか確認するとともに、複数の者でチェックすることを徹底し、経理処理誤りの再発防止を図った。

(2) また、決算時において、総勘定元帳の記載内容を取引ごとに比較し、最新の契約内容で取引が行われていることを確認することにより、適正な経理処理の徹底を図った。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和7年5月7日

その11

1 監査対象団体 公益社団法人千葉県園芸協会

2 本庁等主務課 農林水産部生産振興課

3 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 財政的援助団体等監査

(2) 監 査 実 施 年 月 日 令和6年11月27日

(3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和7年 1月23日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

農地中間管理事業における農地賃料について、15,748,152円の収入未済が認められた。

今後は、債権回収マニュアルに基づき債権回収を進めるとともに、債務者の個票を作成し、時効の進行状況の管理を適切に行うなど適正な債権管理を行い、解消に努めること。

4 講じた措置の内容

県としては、公益社団法人千葉県園芸協会に対し、注意事項に対する必要な措置を講じるよう指導したところであり、同協会が講じた措置の内容は以下のとおりである。

顧問弁護士の指導の下で令和6年9月に制定した債権回収マニュアルに基づき、賃料滞納者に対して、督促状の送付、電話や臨戸訪問を行うとともに、不誠実な債務者には顧問弁護士から催告書を発付し、契約解除や法的措置も視野に入れた厳しい対応を実施している。なお、一括での支払が困難な者につい

ては、支払計画書の提出を求め、分納による支払を促している。

また、債務者ごとに時効の進行状況も管理できる個票を整備したところであり、適正な債権管理の下、未収金の早期解消に努めている。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和7年5月16日

2 公の施設の管理団体

その12

1 監査対象団体 アクティオ株式会社(施設名 千葉県立手賀の丘青少年自然の家)

2 本庁等主務課 教育庁教育振興部生涯学習課

3 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 財政的援助団体等監査

(2) 監査実施年月日 令和6年12月3日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年1月23日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

食物アレルギーを持つ利用者に対し、誤ってアレルゲンを含む料理を提供した事例が認められた。料理の提供方法について、誤りが見逃されないように点検し、再発防止に向けた対策を講じること。

4 講じた措置の内容

本件は、利用者から提出のあった「食物アレルギー事前確認票」を基に、食堂で「アレルギー対応食確認表」を作成する際に転記が漏れてしまい、アレルゲンを含む料理を提供してしまった事案である。

再発防止策として、主務課である生涯学習課から施設の指定管理者であるアクティオ株式会社に対して、アレルギー対応食提供のフローを見直し、複数でのチェック体制を徹底するよう指導した。

アクティオ株式会社は、利用者からの食物アレルギーの申告から当日の提供まで、複数でのチェック体制を構築した。また、令和7年4月1日からアレルギー対応食を「8大アレルゲンフリーメニュー」に一本化した。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和7年5月19日

その13

1 監査対象団体 千葉自然学校グループ(施設名 千葉県立君津亀山青少年自然の家)

2 本庁等主務課 教育庁教育振興部生涯学習課

3 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 財政的援助団体等監査

(2) 監査実施年月日 令和6年12月18日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年1月23日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

食物アレルギーを持つ利用者に対し、誤ってアレルゲンを含む料理を提供した事例が認められた。料理の提供方法について、誤りが見逃されないように点検し、再発防止に向けた対策を講じること。

4 講じた措置の内容

本件は、提供する食材に利用者からのアレルギー申告書に記載のあったアレルゲンが含まれていないかどうかの確認が漏れてしまい、アレルゲンを含む料理を提供してしまった事案である。

再発防止策として、主務課である生涯学習課から施設の指定管理者である千葉自然学校グループに対して、アレルギー対応食提供のフローを見直し、複数でのチェック体制を徹底するよう指導した。

千葉自然学校グループは、アレルギー申告書の記載内容と当日の対応に漏れがないかのダブルチェック体制を構築するとともに、バーベキュー食材及び食堂から提供する全てのメニューの成分表を作成した。また、弁当おやつ注文書の記載項目における成分表も作成した。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和7年5月19日